

広島市地域防災計画の修正概要

- 1 国の「避難勧告等に関するガイドライン」の改定（平成 31 年 3 月）に伴う修正P.1
（新旧対照表 P.1～P.11）
- 2 国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更（令和元年5月）等に伴う修正P.2
（新旧対照表 P.12～P.18）

1 国の「避難勧告等に関するガイドライン」の改正（平成31年3月）に伴う修正について

(1) 経緯

平成30年7月豪雨災害を受けて、中央防災会議防災対策実行会議で「平成30年7月豪雨による水害・土砂災害から避難に関するワーキンググループ」の検討結果が報告された。その報告書には、平成30年7月豪雨では、様々な防災情報が発信されているものの、多様かつ難解であるため多くの住民が活用できない状況であったことを踏まえ、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供し、住民等の避難行動等を支援する必要があるとの報告がなされた。

この報告書を受け、平成31年3月に国の「避難勧告等に関するガイドライン」が改定され（次表参照）、本市では、令和元年5月29日から同ガイドラインを踏まえた避難情報の発令に係る暫定運用を行っている。

【水害・土砂災害について、市町村が出す避難情報と、国や都道府県が出す防災気象情報】

警戒レベル	住民が取るべき行動	避難情報等	防災気象情報 (警戒レベル相当情報)
警戒レベル5	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。	災害発生情報 ※可能な範囲で発令	氾濫発生情報 大雨特別警報 等
警戒レベル4	・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等になっており、緊急に避難する。	・避難勧告 ・避難指示（緊急） ※緊急的又は重ねて避難を促す場合等に発令	氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル3	高齢者等は立退き避難する。 その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。	避難準備・高齢者等避難開始（広島市が発令）	氾濫警戒情報 洪水警報 等
警戒レベル2	避難に備え自らの避難行動を確認する。	洪水注意報 大雨注意報	
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	警報級の可能性	

(2) 修正内容

ア 住民等が災害時の情報の意味を直感的に理解できるよう、災害発生のおそれの高まりに応じて、居住者等がとるべき行動を5段階に分け、情報と行動の対応を明確化する。

(ア) 【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】全員避難とし、避難のタイミングを明確化する。

a 避難準備・高齢者等避難開始は警戒レベル3として発令し、高齢者等の避難を促す。

b 避難勧告は警戒レベル4として発令し、危険区域の住民等に避難を促す。

c 避難指示（緊急）は、必ず発令されるものではなく、災害が発生するおそれが極めて高い状況等で、緊急的又は重ねて避難を促す場合等に運用するものとし、避難勧告と同じ警戒レベル4として発令し、避難を促す。

(イ) 【警戒レベル5】災害発生情報とし、命を守る最善の行動を促す。

災害が実際に発生しているとの情報は、命を守る行動をとるために極めて有効であることから、災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で【警戒レベル5】災害発生情報として発令し、災害の発生を伝え、住民に命を守る最善の行動を求める。

イ 避難勧告等を発令する際には、それに対応する警戒レベルを付して、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

ウ 内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」の発令基準を踏まえ、避難情報発令のタイミングをこれまでより早くする。

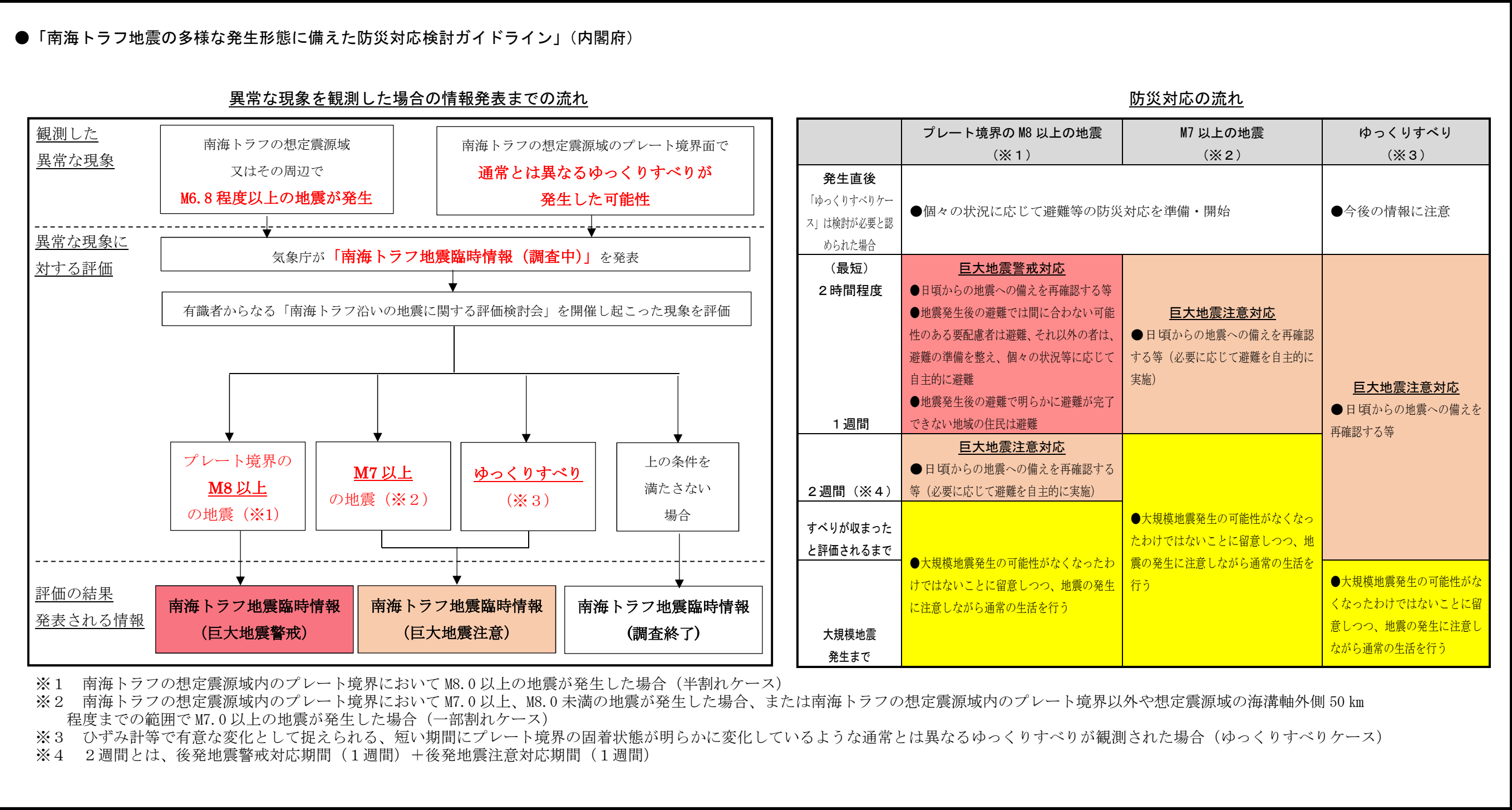
避難情報	修正前	修正後
【警戒レベル5】災害発生情報		土砂災害（がけ崩れや土石流）が発生した場合
【警戒レベル4】避難指示（緊急）	大雨特別警報等の気象庁が発表する情報で判断	メッシュ情報に危険度（実況で基準値超過）が表示※実際の降雨等の状況を踏まえて判断
【警戒レベル4】避難勧告	メッシュ情報に危険度（1時間後に基準値超過）が表示	メッシュ情報に危険度（2時間後に基準値超過）が表示
【警戒レベル3】避難準備・高齢者等避難開始	メッシュ情報※に危険度（2時間後に基準値超過）が表示	メッシュ情報に危険度（3時間後に基準値超過）が表示

※メッシュ情報：広島県土砂災害危険度情報で表示される土砂災害発生の危険度の高まりを地図上で段階的に色分けして示す情報（危険度判定）（実況で基準値超過、1時間後に基準値超過、2時間後に基準値超過、3時間後に基準値超過を区分して表示）

2 国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更（令和元年5月）等に伴う修正について

(1) 経緯

中央防災会議のワーキンググループの「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応のあり方について（報告）」を踏まえ、令和元年5月31日に中央防災会議で「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更が、同年12月27日に広島県防災会議で「広島県地域防災計画」の変更がそれぞれ決定された。これらの変更において、南海トラフ地震の時間差発生に備えた対応等が盛り込まれたことから、本市においても、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合における災害応急組織の設置基準の変更及び防災関係機関がとるべき防災対応について、所要の修正を行う。



(2) 修正内容

ア 南海トラフ地震臨時情報（震災対策編第3章第3節第2 津波警報等、地震・津波に関する情報の伝達）

南海トラフ沿いの想定震源域及びその周辺で異常な現象が観測された場合に、気象庁から発表される「南海トラフ地震臨時情報」の種類や定義を明記する。

種類	発表条件
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析された M6.8 程度以上の地震が発生した場合。 プレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で M8.0 以上の地震が発生したと評価が出された場合（半割れケース）。
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	南海トラフ沿いの想定地震域内のプレート境界で M7.0 以上 M8.0 未満の地震又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50 km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生したと評価が出された場合（一部割れケース）。 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが観測されたと評価が出された場合（ゆっくりすべりケース）。
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）のいずれの発表条件も満たさなかった場合。

イ 南海トラフ地震臨時情報発表時に備えた防災教育（震災対策編第5章第7節第1 市職員に対する教育、第2 住民等に対する教育・広報）

市職員及び住民等に対し、南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表時に備えた教育・広報の内容を追記する。

対象	追記内容
市職員に対する教育	南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容 南海トラフ地震臨時情報等が出された場合の具体的にとるべき行動に関する知識及び職員等が果たすべき役割
住民等に対する教育・広報	南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震発生時に市民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、あらゆる機会を通じて、各臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容や防災・減災対策の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。

ウ 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」発表時の防災対応（基本・風水害対策編第3章第2節第3 注意体制、震災対策編第3章第2節第2 注意体制、震災対策編第5章第8節 南海トラフ地震臨時情報発表時における円滑な避難の確保等に関する計画【新規】）

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合における情報の収集・伝達経路や方法、市の配備体制を追加する。

エ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時の防災対応（基本・風水害対策編第3章第2節第4 警戒体制、震災対策編第3章第2節第3 警戒体制、震災対策編第5章第8節 南海トラフ地震臨時情報発表時における円滑な避難の確保等に関する計画【新規】）

(ア) 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合における情報の収集・伝達経路や方法、市の配備体制を追加する。

(イ) 警戒する措置として、市は、1 週間、住民に対して日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかける旨を追加する。

(ウ) 警戒する措置の経過後、注意する措置として、市は、1 週間、住民に対して日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかける旨を追加する。

(エ) 防災関係機関は、警備対策の重点的な実施や施設・設備の点検等日頃からの地震への備えを再確認する旨を追加する。

オ 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表時の防災対応（基本・風水害対策編第3章第2節第3 注意体制、震災対策編第3章第2節第2 注意体制、震災対策編第5章第8節 南海トラフ地震臨時情報発表時における円滑な避難の確保等に関する計画【新規】）

(ア) 気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合における情報の収集・伝達経路や方法、市の配備体制を追加する。

(イ) 注意する措置として、市は、1 週間程度、住民に対して日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかける旨を追加する。

(ウ) 防災関係機関は、施設・設備の点検等日頃からの地震への備えを再確認する旨を追加する。

【南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の本市の体制】

体制	変更前	変更後
注意体制	南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した旨の情報が発表された場合	・「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合 ・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合
警戒体制	観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された旨の情報が発表された場合	・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合